

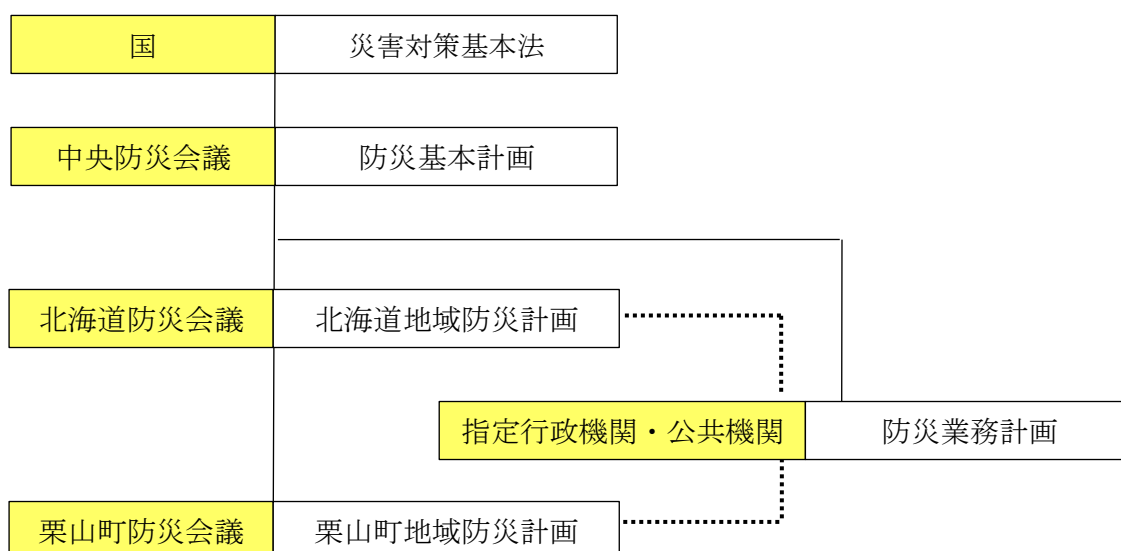
# 栗山町地域防災計画の修正について（概要）

## 1. 地域防災計画

防災基本計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づき、中央防災会議（国）が作成する我が国の防災に関する基本的な計画となるものです。

都道府県・市町村においては、国と一体となり防災にあたるためにそれぞれ防災基本計画に基づいて地域防災計画を作成するよう義務付けられております。

### 【防災計画の関連性】



## 2. 地域防災計画の修正

地域防災計画は、社会情勢の変化や災害の教訓、災害対策の研究成果などにより常に実情に沿った計画とするため、内容を検討し、必要があるときは修正を加えていく必要があります。

今回の修正は、栗山町地域防災計画について、平成26年6月の一部修正以後の防災関係法令や用語等の改正及び防災基本計画、北海道地域防災計画の修正を踏まえ、見直しをするものです。

### 3. 栗山町地域防災計画（本編）の主な修正内容

項 目	主な修正内容	新旧 対照表
共 通	○関係機関の名称の変更等 ○用語の統一、文言の整理	
第 1 章 総 則	<b>第 6 節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱</b> ○北海道農政事務所業務の修正 ・現状の業務内容に即した修正 ○栗山町社会福祉協議会の追加 ・公共的団体として追加	1
	<b>第 7 節 町民及び事業所の基本的責務</b> ○事業所の責務の追加 ・事業継続計画（BCP）の策定 ・事業所の耐震化の追加	2
第 2 章 栗山町の概況	<b>第 3 節 災害の記録</b> ○台風被害の追加 ・平成 28 年 8 月 17 日～23 日 7 号、9 号、11 号の追加	3
第 3 章 防災組織	<b>第 1 節 防火会議</b> ○公共的団体の追加 ・栗山町社会福祉協議会 <b>第 6 節 気象予報（注意報を含む）、警報、並びに情報等の伝達計画</b> ○夕張川（円山）基準水位 ・避難判断水位、はん濫危険水位の見直し	3
第 4 章 予防計画	<b>第 5 節 土砂災害予防計画</b> ○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定 ・平成 29 年 3 月 24 日指定	5
	○山地災害危険地区の追加 ・山腹崩壊予防計画を追加	5 ～ 6
	<b>第 10 節 避難体制整備計画</b> ○避難場所、避難所の確保等の指定 ・指定緊急避難場所 ・指定避難所 * 文言の修正等を含め全文修正	8 ～ 15
	<b>第 11 節 要配慮者対策計画</b> ○外国人に対する対策の追加	16
	<b>第 12 節 自主防災組織の育成等に関する計画</b> ○避難所の運営についての追加 ・自主的な運営 ・避難所運営ゲーム北海道版（D o はぐ）の活用	16

項 目	主な修正内容	新旧 対照表
共 通	○関係機関の名称の変更等 ○用語の統一、文言の整理	
第 5 章 災害応急 対策計画	<b>第 4 節 避難対策計画</b> ○避難情報の名称変更による修正 <ul style="list-style-type: none"> <li>・「避難準備情報」を「避難準備・高齢者等避難開始」</li> <li>・「避難指示」を「避難指示（緊急）」</li> </ul> ○「避難措置における連絡、助言、協力及び援助」の追加 <ul style="list-style-type: none"> <li>・避難勧告等の発令を行う際の助言等</li> </ul>	1 7
	○避難勧告等の周知 <ul style="list-style-type: none"> <li>・伝達手段の複合的な活用と具体的にわかりやすい内容等を記載</li> <li>・北海道防災情報システム、Lアラート、携帯電話等の明記</li> </ul>	1 8
	○「避難措置における連絡、助言、協力及び援助」の追加	1 9
	<b>第 2 0 節 行方不明者の捜索並びに遺体の収容処理及び埋葬計画</b> ○文言の修正 <ul style="list-style-type: none"> <li>・「死体」を「遺体」</li> </ul>	2 1 ～ 2 3
	<b>第 2 8 節 防災ボランティアとの連携計画</b> ○栗山町社会福祉協議会等の追加	2 4
	○ボランティアコーディネーター等の確保・育成等について記載	2 5
第 8 章 災害復旧計画	<b>第 2 節 被災者支援計画</b> ○「第 2 節被災者支援計画」を新設 <ul style="list-style-type: none"> <li>・罹災証明書の発行</li> <li>・融資、貸付け等の支援</li> </ul>	2 7 ～ 3 0
その他	資料等における時点修正	